◇**湖沼水質保全特別措置法施行令の一部を改正する政令**（政令第五二号）（環境省）

1　都道府県知事の権限に属する事務の一部を市の長が行う市に、松江市を加えることとした。

2　この政令は、平成二四年四月一日から施行することとした。

◇**自衛隊法施行令及び防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令**（政令第五三号）（防衛省）

一　自衛隊法施行令の一部改正関係

1　陸上自衛隊徳島駐屯地を新設し、その位置を定めることとした。（別表第七関係）

2　航空自衛隊横田基地を新設し、その位置を定めることとした。（別表第八関係）

二　防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部改正関係

空曹長以下の航空自衛官に作業外被を貸与することとした。（別表第九イ関係）

三　この政令は、平成二四年三月二六日から施行することとした。

◇**関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律施行令**（政令第五四号）（国土交通省）

1　設置管理基本計画に定める事項等

㈠　設置管理基本計画に定める事項として、滑走路の数、方向、長さ、幅及び強度並びに着陸帯の幅等を定めることとした。（第一条関係）

㈡　関西国際空港及び大阪国際空港（以下「両空港」という。）の機能を確保するために必要な施設として、航空旅客取扱施設、航空貨物取扱施設及び航空機給油施設を定めることとした。（第二条関係）

㈢　両空港を利用する者の利便に資する両空港内の施設として、事務所及び店舗並びにこれらの施設に類する施設、宿泊施設及び休憩施設、送迎施設並びに見学施設を定めることとした。（第三条関係）

2　特定空港用地保有管理事業に係る空港用地の貸付けの条件等

㈠　特定空港用地保有管理事業に係る空港用地の貸付けの条件として、貸付料及び貸付期間を定めることとした。（第四条関係）

㈡　特定空港用地保有管理事業に係る空港用地の貸付けの条件の基準を、次のとおり定めることとした。（第五条関係）

(1)　毎事業年度の貸付料の額が、次のイ及びロに掲げる額の合計額として見込まれる額に相当する額を基準として定められているものであること。

イ　関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（以下「法」という。）第一二条第一項第一号に規定する指定会社（以下「指定会社」という。）が当該事業年度の開始の日において負担している空港用地の整備に要した費用に係る債務の償還及び当該債務に係る利子の支払を、償還期間を同日から平成七二年三月三一日までの期間とし、利率を当該債務の平均利率に相当する率として元利均等半年賦支払の方法により行うものとした場合における当該事業年度の償還額及び利子の支払額の合計額

ロ　当該事業年度における空港用地に係る租税及び管理費の合計額

(2)　貸付期間の満了の日が平成七二年三月三一日以後であること。

3　代わり社債券の発行等

㈠　政府が保証契約をした新関西国際空港株式会社（以下「会社」という。）又は指定会社の社債券等を失った者に交付する代わり社債券等を発行する場合には、会社が適当と認める者に当該失われた社債券等の番号を確認させ、かつ、当該社債券等を失った者に失ったことの証拠を提出させなければならないこと等を定めることとした。（第六条関係）

㈡　会社又は指定会社は、国土交通大臣の認可を必要とせずに社債券を失った者に代わり社債券等を発行する場合には、会社が適当と認める者に当該失われた社債券等の番号を確認させ、かつ、当該社債券等を失った者に失ったことの証拠を提出させなければならないこと等を定めることとした。（第七条関係）

4　附則

㈠　政府が取得する会社の株式は、財政投融資特別会計の投資勘定又は社会資本整備特別会計の空港整備勘定に帰属すること等を定めることとした。（附則第二条関係）

㈡　大阪国際空港に係る事務に関し国が有する権利及び義務は、法の施行の日に承継することを定めることとした。（附則第三条関係）

㈢　大阪国際空港に係る事務に関し国が有する権利及び義務のうち会社が承継しないものとして、国土交通大臣の所管に属する土地、建物、立木竹及び工作物のうち国土交通大臣が財務大臣に協議して指定するもの以外のものに関する権利及び義務等を定めることとした。（附則第四条関係）

㈣　独立行政法人空港周辺整備機構（以下「機構」という。）の大阪国際空港に係る業務に係る資産から負債の金額を控除した額を分配する関係地方公共団体として、大阪府及び兵庫県を定めることとした。（附則第五条関係）

㈤　会社が国、関西国際空港株式会社及び機構から承継する資産及び負債の価額を評価する評価委員として、財務省の職員一人、国土交通省の職員一人、会社の役員一人及び学識経験のある者二人を国土交通大臣が任命すること等を定めることとした。（附則第六条関係）

㈥　会社の設立並びに関西国際空港株式会社の事業等及び機構の業務等の会社への適正かつ円滑な承継を図るために必要な経過措置を定めることとした。（附則第七条～一三条、第二〇条及び第二二条関係）

㈦　関西国際空港株式会社法施行令を廃止することとした。（附則第一四条関係）

5　施行期日

この政令は、一部の規定を除き、法の施行の日（平成二四年七月一日）から施行することとした。